

平成15年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成15年6月23日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年6月26日 午前10時00分
	閉 会	平成15年6月26日 午後 6時44分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	×	13	菊 池 賛	×
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 15名 欠席議員 3名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育長	富澤泰
助役	大沼隆	教委管理課長	柿崎修一
収入役	黒田庄司	教委生涯 学習課長	松浦正之
総務課長	田辺正保		
行財政課長	斉藤健一	監査事務局長	阿野幸男
まちづくり 推進課長	福田美樹夫	農委事務局長	藤田稔
		教委体育 振興課長	大野繁嗣
税務課長	大野榮司	教委指導室長	大場和典
町民課長	久保一將	水道課長	山崎国雄
保健福祉課長	大平裕一	病院事務長	古川福一
環境政策課長	松澤武夫	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
農政課長補佐	竜川正憲		
水産課長	大崎広也	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠	病院事務次長	林讓治
環境政策 課長補佐	佐藤悟	まちづくり 推進課長補佐	高谷高
監査委員		今村實	

1. 会議録署名議員

7番	中屋敦		
8番	音喜多政東		

1. 会 期

6月23日から6月26日までの4日間(休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長 | ただいまより、平成15年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
開会時刻10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番中屋議員、8番音喜多議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、議案第66号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算、日程第3、議案第67号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第4、議案第68号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第5、議案第69号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、日程第6、議案第70号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上、5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政 課 長 | ただいま上程いただきました議案第66号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算(2回目)の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度の厚岸町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,469万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,157万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の補正であります。ごらんとおり、歳入では6款7項、歳出では8款17項にわたってそれぞれ2,469万の補正でございます。

事項別により説明をさせていただきます。6ページお開き願いたいと思います。

歳入であります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、4節保健体育使用料6万1,000円の増。勤労者体育センター条例制定に伴います施設利用料の予算計上でございます。2項手数料、1目総務手数料、3節戸籍住民登録手数料6万円の増。これにつきましても、手数料条例一部改正に伴いまして住民基本台帳カード交付手数料の予算計上でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、5節社会教育費補助金、地域・家庭教育力活性化推進補助金（子育て学習）36万円、（子育て支援ネットワーク）29万8,000円の増でございまして、生涯学習を推進するソフト事業に充当するものでございます。

14款道支出金、3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金20万7,000円の増。6目土木費委託金、1節河川費委託金5万1,000円の増。7目教育費委託金、5節社会教育費委託金37万8,000円の増。それぞれ記載のとおり定額の委託金でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域づくり推進基金繰入金380万円の増。これにつきましては、まちおこし事業として行っていた、原則3年を超える事業につきまして、予算補助を行うことに前回の議会の中で、ご議論の中で定めたわけでございます。その財源として基金の組み替えを当初予算で行いましたが、該当する5事業についてこの基金の繰り入れを行うものでございます。4目まちおこし基金繰入金266万2,000円の増。本年度もまちおこし事業を募集し、内定委員会にて2事業268万2,000円を確定し、利子当初計上分を差し引いてこの金額を繰り入れするものでございます。

18款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金486万3,000円の増でございます。5月出納閉鎖の結果、14年度実質収支1億6,946万4,000円と相なりました。1億円を地方自治法及び地方財政法にのっとりまして余剰金処分をいたしましたので、15年度純繰越金は6,946万4,000円で確定し、うち当初予算で500万円と今回の補正予算で計986万3,000円を計上済みとするものであります。

19款諸収入、6項3目雑入1,195万円の増でございますけれども、内訳でございます。食中毒事故賠償金4人分4万6,000円の増。省エネルギービジョン策定等事業補助金980万9,000円の増。これにつきましては、NEDOによる100%の助成事業でございまして、昨年の地域における省エネルギービジョン策定を受けて、

今年度事業化に向けた取り組みに対する補助金でございます。森林保険金 194万 6,000 円の増。平成12, 13年度に植栽いたしました広葉樹の凍害による森林保険金でございます。国際協力事業負担金 5万 9,000円の増。これにつきましては、昨年、国際協力事業団（JICA）に職員を派遣した人件費分の精算金でございます。釧路湿原自然再生大会参加企画事業助成金 9万円の増。水鳥観察館、ソフト事業に充当するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次のページをお開き願います。8ページでございます。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般備品購入費 22万 5,000 円の増。机いす 2 台分の事務用備品購入でございます。10目企画費、国際地域交流 60万円の増。オーストラリア、クラレンス市姉妹都市提携21周年を記念いたしまして、厚岸町訪問受け入れに対する交流経費の計上でございます。まちおこし補助金 266 万 2,000円の増。アッケシソウ保護増殖推進・交流事業に 68万 2,000円、厚岸町民花火大会実行委員会 ― 仮称でございますけれども ― 200万円の 2 事業に対する補助金から、当初利子相当支出計上 2 万円を差し引いて増額計上、まちおこし基金充当事業でございます。4項選挙費、4目町議会議員選挙費 61万 3,000円の減。4月27日執行の町議会議員選挙執行経費確定によるものでございます。

10ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金 279万 3,000円の増。特別会計においてこの内容については説明をいたします。7目社会福祉施設費 61万 4,000円の増。需用費、役務費それぞれ上尾幌コミュニティーセンター男子用便槽破損によります修繕経費と備品購入費 21万 4,000 円の増、太田南地区コミュニティーセンター暖房機の故障に伴う更新でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 7万 1,000円の減。

次のページ、12ページ。

4目児童福祉施設費 27万 5,000円の減につきましては、社会教育費において子育て支援ネットワーク事業の国庫補助金の採択に伴いまして、事業の一体化に取り組むことによりまして、演劇公演料の減額をしたものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目墓地火葬場費、斎場改修事業、工事請負費

180万円の増。2号炉の断熱扉、炉内セラミック等の補修でございます。2項環境政策費、1目環境対策費 981万 3,000円の増。主に環境フォーラムの実施に伴います予算の組み替えと、次のページでございますけれども、省エネルギービジョン策定等事業 981万 3,000円の増でございます。歳入でも説明いたしましたけれども、昨年度の省エネルギービジョン策定を受けて、今年度事業化の可能性調査を実施するものでございます。2目水鳥観察館運営費、需用費 9万円の増。歳入、雑入、助成金を受けて湿原フォトポスター作成経費でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農道費、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業 20万 8,000円の増。監督補助業務に係る事務費の計上でございます。2項林業費、1目林業総務費、林業一般、負担金補助及び交付金 41万 1,000円の増。緑水会育林教室補助金で、地域づくり推進基金 40万円を充当するものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、水産業一般。

17ページをお開きいただきたいと思います。

負担金補助及び交付金 132万 5,000円の増。厚岸食体験交流事業「カキDEござ〜る」の補助金でございます。地域づくり推進基金 130万円を充当するものでございます。

6款商工費、1項商工費、4目観光振興費、観光振興一般、負担金補助及び交付金 67万 7,000円の増。厚岸古番屋冒険ツアー補助金でございます。地域づくり推進基金 60万円を充当するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、門静駅前通路整備事業、工事請負費 240万円の増。JR門静駅舎改築に伴いまして、駅前の歩道舗装と碎石敷き及び照明工 3基を整備する計上でございます。港町中通り排水放流口改修事業、工事請負費 170万円の減につきましては、国庫補助金を受けまして下水道事業により行うため、組み替えによる減額でございます。3項河川費、1目河川総務費、河川管理委託料 5万 1,000円の増。道支出金委託金を受けまして尾幌川樋門・樋管管理委託料の増額計上でございます。さらに、公有財産購入費 9万 9,000円の増。道道別海厚岸線交差点改良に伴いまして、奔渡川用地購入費でございます。4項都市計画費、3目下水道費、繰出金、下水道事業特別会計繰出金 10万円の増。特別会計において内容説明をいたしたいと思います。4目土地区画整理費 50万 6,000円の増。

19ページをお開きください。

湖南地区土地区画整理事業56万円の増でございます、まちづくり総合支援事業計画策定に当たり、この事業総体において補助対象経費 900万円を確保しなければ補助金交付を受けられないことからの増額計上でございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、負担金補助及び交付金、管内結核対策委員会10万9,000円の増。結核予防法の一部改正によりましてツベルクリン反応検査等が廃止されたことに伴いまして、小・中学生の結核対策を図るため、鉏路市、鉏路町を除く8市町村で構成する結核対策委員会の設置に伴う厚岸町の負担分でございます。5項社会教育費、1目社会教育総務費、負担金補助及び交付金12万円の増。映像集団「光風」写真集「2003厚岸の素顔」作成補助金でございます、地域づくり推進基金10万円を充当するものでございます。2目生涯学習推進費114万7,000円の増。地域家庭教育力活性化推進事業補助金を受けまして、子育て学習講座、生涯学習講演会、子育て支援演劇公演を行う経費、及び青少年社会参画推進委託金を受けまして、生涯学習カレンダー、児童向け物知り電話帳の作成を行う経費の計上でございます。

20ページをお開きください。

6項保健体育費、2目社会体育費、スポーツ振興、負担金補助及び交付金149万9,000円の増。リバーカヌーinあつけし補助金でございます、地域づくり推進基金140万円を充当するものでございます。なお、今回計上いたしました地域づくり推進基金を充当して補助する助成5事業につきましては、総体事業費の2分の1以内で補助をするものでございます。4目学校給食費、食中毒事故賠償、賠償金4万6,000円の増。5月8日以降4人の和解示談が成立したことによります予算計上でございます。

12款給与費、1項1目給与費、財源内訳補正でございます。

以上をもちまして、議案第66号の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第67号の説明に移らせていただきます。

議案第67号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億

2,071万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出とも2款2項の補正でございます。事項別により説明をいたします。

4ページをお開き願います。歳入であります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金70万円の増。医療費適正化特別対策事業の取り組みに対する交付金でございます。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金279万3,000円の増。主に歳出で出てまいりますけれども、医療費適正化医療費分析業務に充当するものでございます。

次のページをお開きください。

続きまして歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、国民健康保険一般、委託料15万8,000円の増。国保加入者の費用負担の変更に対応した管理システムの修正を行うものでございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、健康保険委託料333万5,000円の増。著しい医療費の増嵩に伴いまして、医療費分析業務を実施し、国保安定化計画の基礎資料とするものでございます。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

続いて、議案第68号に移らせていただきます。

議案第68号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,021万円とする。

第2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次のページをお開き願います。第1表でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出とも1款1項の補正でございますが、事項別により説明をいたします。

4ページお開き願います。歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分 578万4,000円の増。前年度医療給付費の精算によるものでございます。

次のページをお開きください。

続きまして、歳出に入ります。

3款諸支出金、1項償還金及び負担金、1目償還金、償還金利子及び割引料、医療費交付金返還金 578万4,000円の増でございますが、平成14年度に受けた医療費交付金等の精算に伴う返還金でございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

続いて、議案第69号でございます。

議案第69号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,352万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表でございますけれども、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については3款3項、歳出については1款1項の補正でございますが、事項別により説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。歳入であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金100万円の増。宮園地区排水整備費200万円に伴います補助金でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金10万円の増。下水道事業実施に伴います補助残の10%に充当するものであります。

7款町債、1項町債、1目下水道債90万円の増。同じく下水道事業実施に伴いま

して、補助残の90%分の町債の発行でございます。

次のページをお開きください。

続いて歳出に入ります。

1 款下水道費、2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費 200万円の増でありまして、一般会計土木費、道路橋梁維持費から本予算を組み替えて、港町中通り排水放流口改修工事を行うものでございます。

以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻り願います。

1 条を終わり、2 条の説明に移らせていただきます。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、第2表地方債補正による。

3 ページをお開き願います。

第2表地方債の補正。

変更であります。公共下水道事業、補正額90万円を増額するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次のページ、4 ページお開きください。

地方債に関する調書補正でございます。

一番下の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、14年度末現在高でございます。35億 8,514万 2,000円。今回90万円を増額いたしまして、年度内発行額として1億 3,520万円と相なります。15年度末見込み額につきましては、35億 7,696万 7,000 円となるものでございます。

以上で、議案第66号から議案第69号まで、大変雑駁な説明でございますが、種々ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

引き続きまして、議案第70号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

第1条、平成15年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、平成15年度厚岸町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、4ページの補正予算説明書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、本年3月24日に和解が成立いたしました医療過誤訴訟に係る費用であります。賠償金及び弁護士委託費用につきましては、平成14年度予算において補正計上しておりましたが、賠償金7,200万円につきましては、予算額のとおり3月末までに確定し、4月30日に支払いを完了したところであります。しかし、弁護士委託費用につきましては、賠償金の支払いが終了した後でなければ確定できないことから、3月末までに確定することができませんでした。このため、平成14年度予算で補正いただきました弁護士委託費用予算518万1,000円は未執行となり、不用額として決算を行ったところであります。したがって、今回改めて弁護士委託費用として6月2日に確定いたしました415万円を補正計上する内容であります。なお、415万円の内訳につきましては、弁護士報酬が339万円、旅費、交通費、通信、消耗品等々が76万円で、合計415万円となった内容であります。

収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、3目その他医業外収益415万円を追加し、1,206万2,000円とするものであり、医療過誤訴訟に係る受け取り保険金であります。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業収益、3目経費415万円を追加し、2億2,145万3,000円とするものであり、医療過誤訴訟に係る弁護士委託費用であります。

なお、3ページは資金計画ではありますが、説明を省略させていただきます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、議案第70号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

本5件の審査方法についてお諮りいたします。

本5件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本5件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。</p> <p>本会議を休憩します。</p>	休憩時刻10時26分
議 長	<p>本会議を再開いたします。</p> <p>本日の会議時間は、議事日程にあります案件の審査が全部、議了するまで、あらかじめ時間の延長を行います。</p>	再開時刻16時49分
議 長	<p>本会議を休憩します。</p>	休憩時刻16時49分
議 長	<p>本会議を再開いたします。</p>	再開時刻18時20分
議 長	<p>日程第2、議案第66号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算、日程第3、議案第67号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、日程第4、議案第68号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、日程第5、議案第69号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、日程第6、議案第70号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上5件を再び一括議題といたします。</p> <p>本5件の審査については、平成15年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を進めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。</p> <p>委員長からの報告を求めます。</p> <p>8番、音喜多委員長。</p>	
8 番	<p>本補正予算審査特別委員会に付託されました議案第66号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算外4件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。</p> <p>以上で審査報告といたします。</p>	
議 長	<p>初めに、議案第66号 平成15年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。</p>	

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成15年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成15年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成15年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成15年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7、意見書案第4号 「三位一体の改革」の早期実現に関する要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長

職員の朗読(朗読内容省略)

議 長

提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

1 番

ただいま朗読いただきました要望意見書においてその趣旨は語り尽くされておりまして、あえて私から申し上げるものもないと言えそれまでであります。このような要望意見書を出さなければならない背景につきましては、私からのご説明申し上げるまでもなく、皆様十分にご存じのことと存じます。さきの地方分権改革推進会議小委員長私案においては、国庫補助金負担金の廃止縮減、税源移譲を事実上先送りするとともに、地方交付税の財源保障機能を実質廃止する内容となっております。今後、真の地方分権を確立し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには地方財源が必須でありますし、国庫補助金負担金の廃止縮減、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革等による地方税源の充実強化を軸とした三位一体の改革の早期実現を、これは絶対に必要であるということで、政府、国会に要請するものであります。

なお、本年5月23日に全国知事会等において、三位一体の改革に関する緊急決議というのがございました。これは、皆様のお手元にも資料として配付いたしましたので、ご参考に供していただければ幸いです。

議員各位におかれましては特段のご理解をいただき、ご賛同をお願い申し上げます。次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、提案理由といたします。

議 長

これより質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第8、意見書案第5号 「通年雇用安定給付金制度」暫定制度の存続を求め
る要望意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。
12番、谷口議員。

12番 貴重な時間、意見書案第5号 「通年雇用安定給付金制度」暫定制度の存続を求
める要望意見書の審議を煩わすことに、大変恐縮に思う次第でございます。
提出者といたしまして、一言提案理由の説明を申し上げます。
内容については、要望意見書案のとおりであります。
さきに一般質問でも町長が答えられておりましたように、この制度の存続は道内
にとっては非常に大事な制度であり、どうしても存続をしていかなければならない
ものであると考えております。
特に、この通年雇用安定給付金制度については、通年雇用奨励金を除く冬期雇用
安定奨励金、冬期技能講習助成給付金の2制度が、3年、3年の暫定で今まで来て
いるわけですが、これが15年度をもって終了することになりますが、引き続
いてこの制度の存続がどうしても必要であることから、今回、要望意見書を提出す
るものであります。
さらに、今この制度の存続に向かつては、大変厳しい情勢にあり、何としても8
月の概算要求にこれが盛り込まれるように働きかけを強めていくということから、
今回、要望意見書をぜひ本町の議会においても採択いただきますよう、議員各位の
ご協力をお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

議 長 よろしくお願いいいたします。
 これより質疑を行います。
 ありませんか。
 (な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
 お諮りいたします。
 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり可決されました。
 なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第9、意見書案第6号 30人以下の学級実現など教育予算の充実を求める要望意見書を議題といたします。
 職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読(朗読内容省略)

議 長 提出者であります音喜多議員に提案理由の説明を求めます。
 8番、音喜多議員。

8 番 ただいま上程いただきました意見書案第6号 30人以下の学級実現など教育予算の充実を求める要望意見書案について、大変貴重な時間、恐縮に存じますが、提出者の私より少し補足説明をさせていただきたいと思いますが、本意見書の意図とするところは、ただいま議会事務局より朗読いただきました内容に尽きるのであります。

まず、教育を受けるということは、義務教育であれ、高等教育であれ、日本国憲法で保障されており、保護者であるものは子供に普通教育を受けさせる義務を負い、義務教育は無償とすると明確にしております。

しかし、ただいま朗読いただきました中に、義務教育費国庫負担法、及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正する法律案が成立し、現在、国が負担している一部を地方に転嫁させることができるようになったのであります。現在では交付金や補助金、負担金が国の税収不足を理由に削減され、地方の税で対応せよというのは

余りにも勝手過ぎるのと、今後地方の税の使い方に余りにも負担がふえるような傾向にあります。今、具体的な内容については、事務当局で詰めに入っているようですが、このことが突破口となり、数多くの施策に負担がのしかかることになるのであります。そのことは、ゆとりを求める30人学級はおろか、不登校対策、そして今日の経済情勢を反映して奨学金の希望者が増大している中、地方自治のみならず父母負担増に及ぶのであります。

教育は国の未来を築く基盤であります。教育基本法第10条には、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。」とあります。私たちはこの精神を生かし、すべての子供たちに最善の教育条件を整備するため、国の教育予算の充実を求め、本意見書の採択に議員各位の特段のご賛同とご理解を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長

日程第10、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申し出がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出書のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第11を上程する前に字句の訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長 大変貴重な時間を申しわけございません。

議員の派遣についての中、2番目に北海道町村議会議長会主催新任議員研修会がございますが、その中の「(3) 期間 平成15年7月11日 1日間」とございますが、これを「平成15年7月11日～12日 2日間」というふうに訂正をしていただきたいと思ひます。

議 長 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会規則第 119条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容によることに決定いたしました。

議 長 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成15年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会時刻 18時44分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年6月26日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員